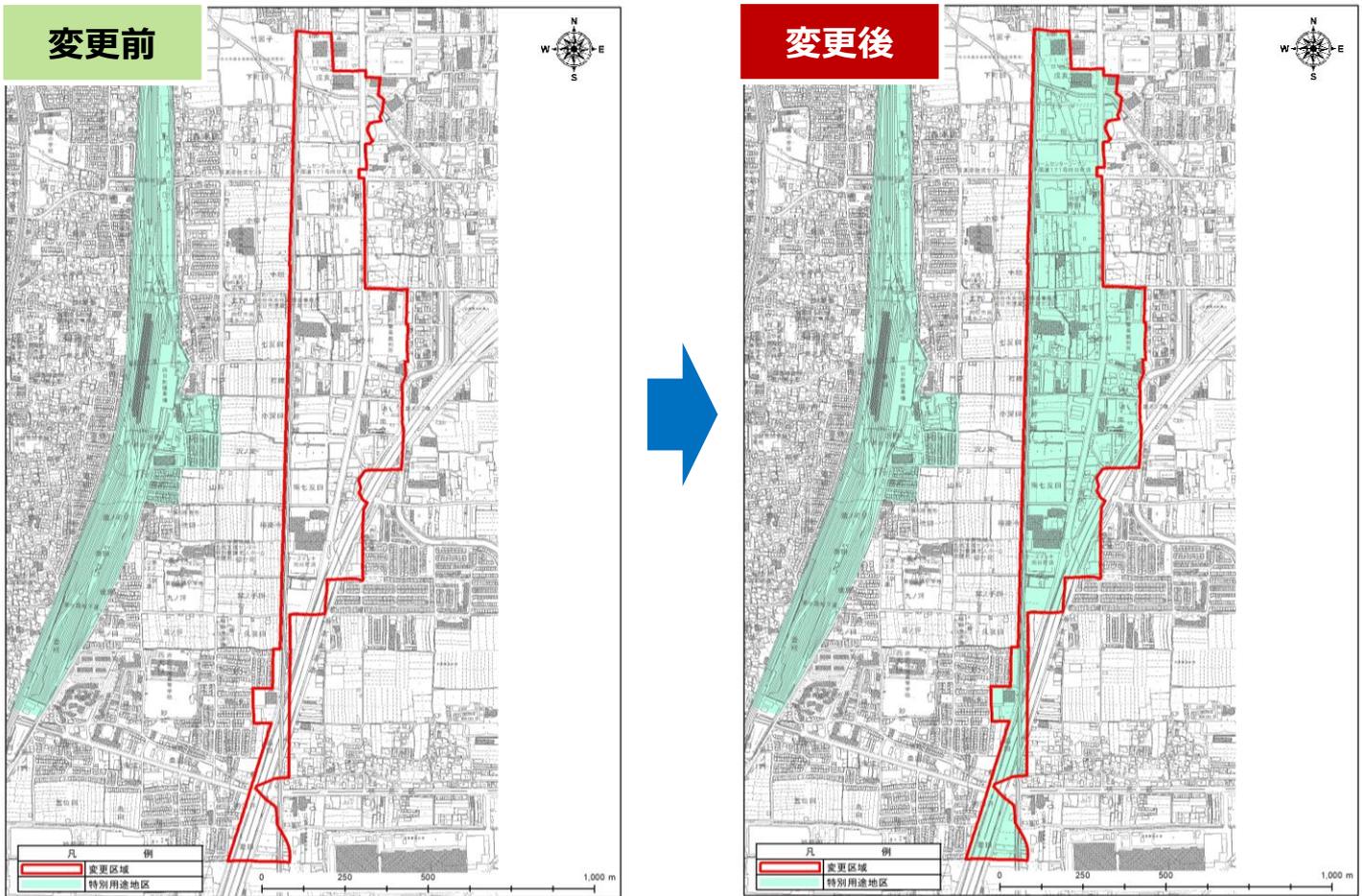


特別用途地区（工業保全地区）の概要について

JR東海道新幹線及び国道171号を含む市域東部の工業地域（下図の赤枠の変更区域）について、住宅と工業の混在を防止し、工場等の操業環境を保全するため、「京都都市計画特別用途地区（工業保全地区）」を新たに指定する都市計画変更を令和4年12月28日に行いました。

この地区では建築基準法に基づく「京都都市計画特別用途地区（工業保全地区）の区域内における建築物の制限に関する条例」により建築が制限されます。

変更内容について



| | 変更前 | 変更後 |
|--------------------|--|--------|
| 用途地域 (容積率・建ぺい率) | 工業地域 (200%・60%) | |
| 特別用途地区（種類） | 指定なし | 工業保全地区 |
| 対象面積 対象地域 | 約 51.4ha 森本町戌亥、下町田、佃、東ノ口、小柳、高田、鶏冠井町十相、馬司、上古、七反田、西金村、石橋、南金村、小深田、沢ノ東、清水、南七反田、極楽寺、上植野町尻引、柳ヶ町、猪ノ子田、久我田、芝ヶ本、脇田、南淀井及び菱田の各一部 | |

京都都市計画特別用途地区（工業保全地区）の区域内における建築物の制限に関する条例の概要について

「京都都市計画特別用途地区（工業保全地区）の区域内における建築物の制限に関する条例」において規制する内容の概要は、次のとおりです。

なお、詳細については、同条例をご確認ください。

建築物の用途の制限

■特別用途地区（工業保全地区）で制限する住居系用途の建築物

- (1) 住宅
- (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿
- (3) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの

例外規定

■既存住宅に対する制限の緩和

- ・ 従前と同一用途での建て替え、増築、改築
- ※ 既存住宅の床面積の1.2倍まで建築可

■特例による許可

- ・ 事業所の安定した操業環境を害するおそれがないもの
- ・ 公益上やむを得ないもの

お問い合わせ先

向日市 建設部 都市計画課（向日市寺戸町中野20番地 別館2階）
TEL : 075-874-2857 (ダイヤル) Mail : keikaku@city.muko.lg.jp